愛知県立津島東高等学校部活動に係る活動方針

1　目標

(1) 学校教育の一環として実施する。

(2) 部活動に積極的に取り組ませることにより、豊かな学校生活の実現を図るとともに、健全な心身の成長を促す。

2　本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

ア　運動部

バレーボール（男・女）、バスケットボール（男・女）、硬式テニス（男・女）、卓球（男・女）
ハンドボール（男）、サッカー、ソフトボール、野球、柔道、陸上競技、剣道、柔道、弓道

イ　文化部

写真、管弦楽、茶華道、美術、理科研究、ボランティア、将棋、箏曲

(2) 活動時間及び日数について

ア　活動時間

平日は２時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とする（大会前には３０分以内の活動時間延長を認める）。なお、大会前または大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、生徒の体調や健康状態に十分留意する。

※上記時間は実活動時間であり、準備や片付け等の時間は含まない。

イ　休養日

学期中は、週当り２日（平日に１日と週休のいずれか１日）以上の休養日を設けることを原則とする。なお、大会前または大会への参加等により週末に活動する場合は、大会後の週末等に代替休養日を確保するよう努める。

ウ　その他

(ｱ) 定期考査発表の日より終了の前日までは部活動を行わない。ただし、公式試合前１週間については考査中１時間以内の活動を認める。

(ｲ) 年末年始や学校閉庁日は、原則として部活動を行わない。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

ア　県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

イ　その他の大会については、校長が許可した場合に参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3　部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・活動計画・活動時間・休養日等を明確にし、生徒・保護者に示す。